

## 第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の基本目標
3. 計画の基本理念
4. 計画の位置づけ
5. 計画期間
6. 新たな視点
7. 重点取組
8. 施策の概念図について

## 1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会の実現に向け、島田市では平成 19 年7月に「島田市男女共同参画推進条例」を制定し、翌年の平成 20 年8月、「男女共同参画都市」を宣言しました。その後「島田市男女共同参画行動計画」を策定、平成 31 年4月からは「第 3 次島田市男女共同参画行動計画」に基づき、市、市民、事業者及び市民団体が協働し、各種取組を展開してきました。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識を背景に、家事・子育て・介護といった家庭生活の多くを女性が担っていることや、長時間労働を前提とした男性中心型の働き方が維持されていることなどにより、実質的には男女の雇用機会等に不平等が生じているのが現状です。

このような中、長時間労働の是正や多様な働き方の構築等、働き方改革の実践や、男女が共に働きながら家庭生活との両立を図れるよう環境づくりを推進するため、平成 27 年から「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が制定されました。

また、SDGs の5つ目の目標である「ジェンダー平等を実現しよう」を達成するためには、市町でもジェンダー平等に向けた取組を今以上に推進していく必要があります。

このたび、本市の現計画が令和 5 年度をもって終了となるため、国・県の計画や市民意識調査等で明らかになった現状や課題を踏まえ、「第 4 次島田市男女共同参画行動計画」を策定し、男女があらゆる分野で自分らしく活躍できる社会の実現に向けて、取組を推進していきます。

## 2. 計画の基本目標

### 性別にとらわれず 互いを認め合い 活躍できるまち 島田

現代社会では、性別をはじめ、さまざまな違いをそれぞれが抱えて生活しています。

性別を越えて互いを尊重し、相手の大切さを認識して支え合うことは、結果として、各々が自分らしく生きることにつながり、誰もが活躍できる心豊かな社会、ひいては男女共同参画社会の実現に導くとの考えから、これを基本目標としています。

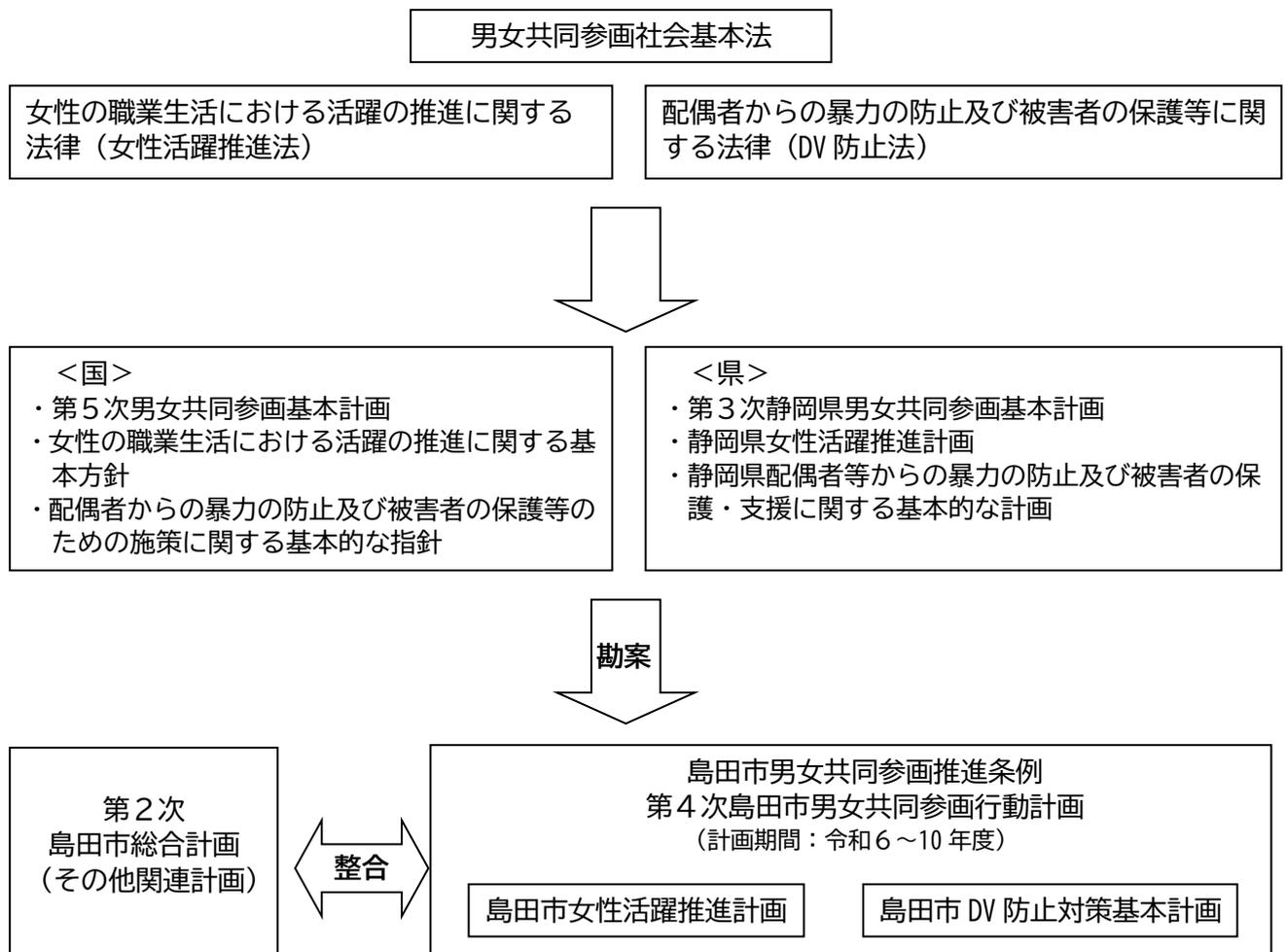
## 3. 計画の基本理念

本計画は、島田市男女共同参画推進条例第3条から第8条までに掲げる6つの基本理念をもとに、男女共同参画を推進していきます。

- (1) 男女の人権の尊重(第3条)
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮(第4条)
- (3) 政策等の立案及び決定における男女共同参画の機会の確保(第5条)
- (4) 家庭生活における活動と職業生活その他の社会における活動との両立(第6条)
- (5) 国際的視野の下での男女共同参画(第7条)
- (6) 互いの性の尊重及び生涯にわたる健康への配慮(第8条)

#### 4. 計画の位置づけ

- 男女共同参画社会基本法第 14 条に基づく計画であり、本市の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- 第2次島田市総合計画を上位計画とし、他の関連計画との整合を図っています。
- 国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「第3次静岡県男女共同参画基本計画」を勘案し策定しています。
- 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)に規定されている市町村推進計画として位置づけています。
- 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に規定されている市町村基本計画として位置づけています。



#### 5. 計画期間

令和 6 年度(2024 年度)から令和 10 年度(2028 年度)までの5年間とします。  
ただし、社会情勢の変化や事業の進行に応じて、必要な見直しを行います。

## 6. 新たな視点

### ◎基本的施策を4つに区分(体系化)

計画における施策目的を明確化し、効果的な推進を図るため、県の第3次男女共同参画基本計画にならい、基本的施策を4つに区分しました。

- I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備【基本的取組1～2】
- II 安全・安心な暮らしの実現【基本的取組3～5】
- III 誰もが働きやすく活躍できる環境の整備【基本的取組6～7】
- IV 誰もがあらゆる分野へ参画できる社会づくり【基本的取組8～9】

### ◎基本的取組5「個性を尊重し多様性をもって共存できる環境の整備」を追加

令和5年3月から開始された「静岡県パートナーシップ宣誓制度」をはじめ、多様な性のあり方を前提とした社会のあり方が求められています。そのために、職員の意識改革などをはじめ、市民に向けた意識啓発に関する事業を追加しました。また、市民のさまざまな多様性を尊重するという観点から、外国人への対応なども併せて基本的取組としてまとめました。

## 7. 重点取組

これまでの本市の男女共同参画の取組における課題を踏まえるとともに、市民意識調査における市民からの希望が多い取組を重点的に推進するため、第4次男女共同参画行動計画で重点取組とする施策を設定します。

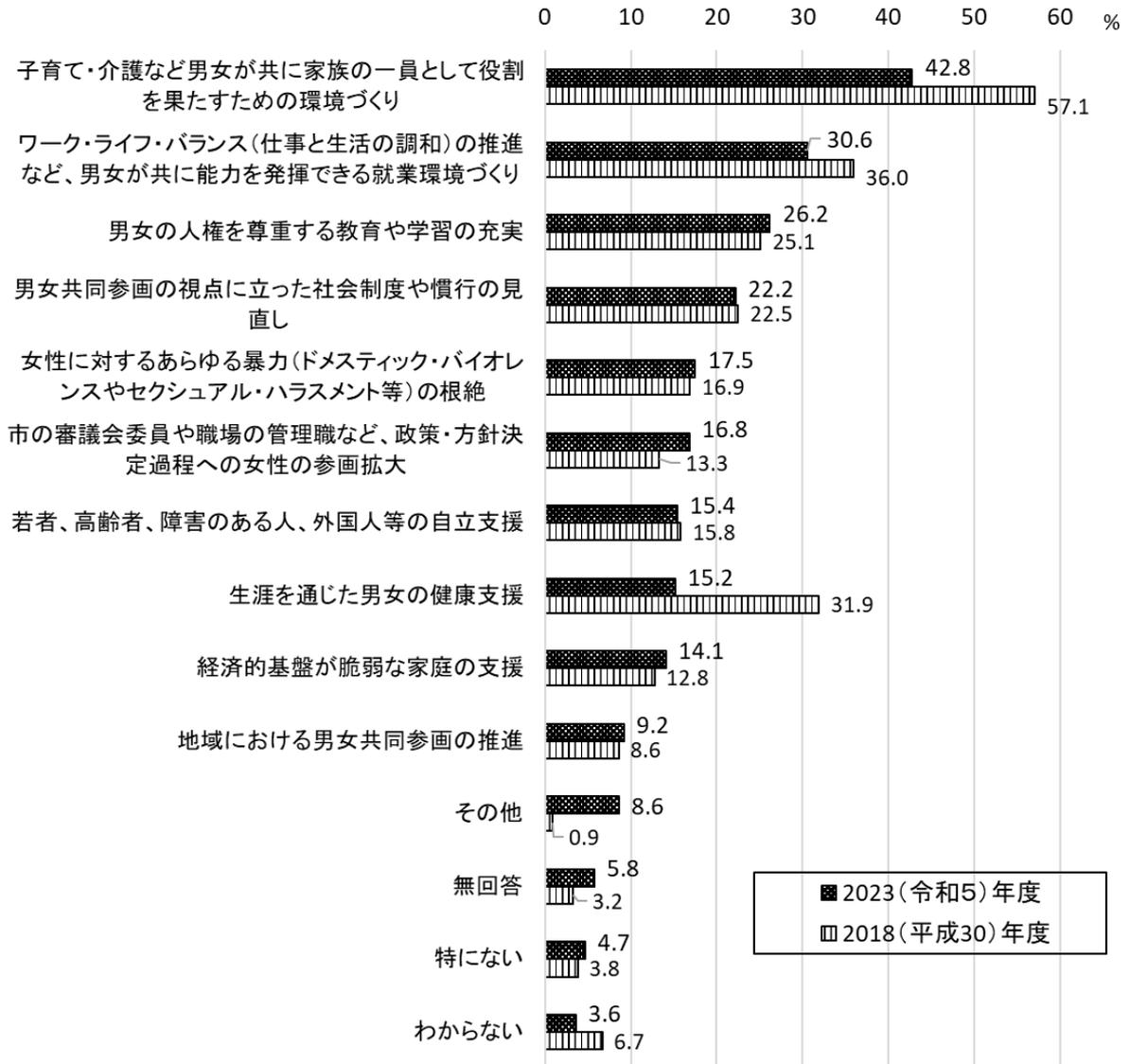
- 基本的取組1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革の推進**
- 基本的取組2 男女の人権を尊重する教育の充実と健康支援**
- 基本的取組6 ワーク・ライフ・バランスの推進**

### 男女共同参画社会実現のために希望する取組

男女共同参画を進めるため、市の取組に希望するものについて、市民意識調査では、「子育て・介護など男女が共に家族の一員として役割を果たすための環境づくり」が最も高く42.8%となっています。

また、続いて高いのは、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進など、男女が共に能力を発揮できる就業環境づくり」の30.6%、その次が、「男女の人権を尊重する教育や学習の充実」の26.2%となっています。

【男女共同参画社会実現のために希望する取組（令和5年度島田市総合計画市民意識調査）】



## 8. 施策の概念図について

第4次島田市男女共同参画行動計画においては、基本目標の「性別にとらわれず 互いを認め合い 活躍できるまち 島田」を目指し、次のとおり概念図を作成しました。

※概念図については、作成・修正中。

## 8-2. 計画の体系図

○ 基本目標

○ 基本的施策

○ 基本的取組

○ 具体的取組

性別にとらわれず 互いを認め合い 活躍できるまち 島田

